

規則名	理由	要旨
奈良県教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規則	地方公務員法の改正に伴い、奈良県教育委員会事務局職員の標準的な職を定めようとするものである。	<p>1 職務に係る標準的な職 職務の種類及び職制上の段階に応じ、地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職を定める。 (第1条関係)</p> <p>2 その他 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。 (第2条関係)</p> <p>3 施行期日 平成28年4月1日から施行する。 (附則関係)</p>

奈良県教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規則（案）

（職務に係る標準的な職）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
教育委員会事務局の職員が行う職務	一 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号。以下「規則」という。）第二条第一項第一号及び第二項に規定する職並びに奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号。以下「研究所規則」という。）第四条第一項第一号及び第二号に規定する職の属する職制上の段階	部長
三 規則第二条第一項第六号から第九号まで並びに同条第四項第二号及び第六項に規定する職、研究所規則第四条第一項第四号から第六号まで並びに同条第二項に規定する職並びに同条第三項に規定する主幹、社会教育センター規則第三条第一項第二号に規定する職、奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号。以下「史料センター規則」という。）第二条第一項第一号及び第二項に規定する職並びに奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年奈良県教育委員会規則第七号。以下「寄宿舎規則」という。）第三条第一号に規定する職の属する職制上の段階	課長	
課長補佐		

四 規則第二条第一項第十号から第十四号まで、同項第十六号及び第十七号並びに同条第四項第三号及び第五項に規定する職、研究所規則第四条第一項第七号から九号までに規定する職、社会教育センター規則第三条第一項第三号及び第四号に規定する職並びに史料センター規則第二条第一項第二号及び第三号に規定する職の属する職制上の段階

係長

五 規則第二条第一項第十五号及び第十八号から第二十一号までに規定する職、研究所規則第四条第一項第十号から第十二号までに規定する職、社会教育センター規則第三条第一項第五号から第十号までに規定する職、史料センター規則第二条第一項第四号から第七号までに規定する職並びに寄宿舎規則第三条第二号に規定する職の属する職制上の段階

主事

(その他)
第二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規則(案)における整理

標準的な職	整理	職制上の段階
部長	部長級～部次長 (管理職手当1種～2種) (行政職給料表8・9級相当)	【事務局】 理事、教育次長 【教育研究所】 所長
課長	部次長級～本庁課長 (管理職手当3種～5種) (行政職給料表6・7級相当)	【事務局】 課長、室長、参事、参与、(文保事)所長、主幹 【教育研究所】 副所長、参事 【社会教育センター】 所長
課長補佐	小規模所長～課長補佐級 (管理職手当6種・7種) (行政職給料表5級相当)	【事務局】 課長補佐、室長補佐、主任調整員、(文保事)所長補佐、副主幹、教育行政相談員 【教育研究所】 事務局長、部長、課長、主幹、副主幹、教育行政相談員 【同和問題関係史料センター】 所長、副主幹 【社会教育センター】 次長、副主幹 【総合寄宿舎】 寮長
係長	係長級 (行政職給料表4級相当)	【事務局】 係長、調整員、(文保事)出張所主任、工事監督、管理主事、専門技術員、主任主査、保健主任 【教育研究所】 係長、調整員、主任主査 【同和問題関係史料センター】 係長、主任主査 【社会教育センター】 係長、主任主査
主事	主査級～主事級 (行政職給料表1～3級相当)	【事務局】 主査、保健主査、主任主事、主任技師、主事、技師 【教育研究所】 主査、主任主事、主事 【同和問題関係史料センター】 主査、研究指導主事、主任主事、主事 【社会教育センター】 主査、主任主事、主任技師、専門員、主事、技師 【総合寄宿舎】 舍監